

健生食輸発1118第1号
令和6年11月18日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(バングラデシュ産うるち米のクロルピリホス、ナイジェリア産ごまの種子のイミダクロプリド、ベトナム産メロンのクロルフェナピル及びバナナのペルメトリン並びに中国産アスパラガスのハロキシホップ)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和6年11月8日付け健生食輸発1108第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、バングラデシュ産うるち米のクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、ナイジェリア産ごまの種子のイミダクロプリド、ベトナム産メロンのクロルフェナピル及びバナナのペルメトリンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとし、中国産アスパラガスのハロキシホップについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。